

「不合理な税制改正」に反対する意見書

国が「地方創生の推進」、「税源偏在是正」の名のもとに断行してきた、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の「不合理な税制改正」により、特別区は深刻な影響を受けています。

令和7年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、法人事業税の見直しとともに、特別区の土地に係る固定資産税については、「必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」とされています。これらの財源を、地方税の本旨である「受益と負担」の関係を無視し一方的に収奪することは、行政サービスの提供に支障を生じかねないものであり、決して看過できるものではありません。

東京都及び特別区で合算されている、東京の地方交付税における財源超過額をもって、財源余剰があるとの見方が存在していますが、地方交付税上の財政需要は大幅に抑制されていることから、実態を表したものではなく、財源余剰があるという見方は妥当ではありません。地方税に地方交付税等を加えた人口一人当たりの一般財源額で比較した場合、都は全国平均とほぼ同水準であります。特別区は、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策や、超高齢化への対応、首都直下地震等の自然災害への備え等、首都圏特有の膨大な財政需要を抱えています。加えて、物価高騰対策や子育て支援等、各種施策を実施するにあたり、都市部の物価に見合った財源を投入し、敷地や施設も高額なコストで確保する必要があります。ゆえに、それらの課題に対応するための財源の確保が急務となっています。

地方全体における財源不足は、本来、国の責任において、地方全体の財源充実にあって解消すべきものであり、さらに言えばこれまで国税化し、東京都から国に移譲された税金についてEBPM（根拠に基づく政策立案）の観点から見てどのように効果的に使われてきたのかという検証を行い、その上で東京都と地方のそれぞれの財源の在り方を考えるべきであります。それが地方間の税源偏在という問題にすり替えられ、東京都・特別区を狙い撃ちにした不合理な税制改正により、地方間で財源を奪い合う構図に歪められています。

よって、江戸川区議会は、国会および政府に対し、下記内容について強く要望します。

記

地域間の税収格差の是正にあたっては、EBPM（証拠に基づく政策立案）を活用して都から移譲された税源が効果的に使われたかを徹底して検証することを強く要望するとともに、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むのではなく、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄を図ることが必要であると考えます。

よって、江戸川区議会は、区民サービスを堅持するため、これらの「不合理な税制改正」に対して断固反対します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和8年6月1日

江戸川区議会議長 島村和成

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
総務大臣、財務大臣 へ